

ゴルフツーリズムコーディネーター養成事業業務委託 仕様書

1 委託業務名

ゴルフツーリズムコーディネーター養成事業業務

2 業務目的

兵庫県には、質・量ともに全国トップクラスのゴルフ場が立地しており、神戸空港から1時間以内の距離にも100以上のゴルフ場がある。

この良好なアクセスと神戸空港国際化の好機を活かし、ゴルフと本県の強みである神戸ビーフや日本酒などのテロワール、温泉などのリトリート、国産ゴルフアイアン発祥地をはじめとする観光コンテンツを組み合わせた「ゴルフ+α」の体験を提供する「ゴルフツーリズム」を推進することにより、インバウンド誘客を強化する。

このため、公益社団法人ひょうご観光本部（以下「観光本部」という。）において、FITを中心とする訪日ゴルファーを主なターゲットとして、ゴルフ場の予約等の手配業務やマナー指導、添乗業務を担うとともに、優良なガイドとしてゴルフツーリズムを総合的にコーディネートする専門人材を養成する。

3 事業期間

委託契約締結の日から令和9年3月26日(金)まで

4 活動指針

- (1) 本事業における「ゴルフツーリズムコーディネーター」とは、兵庫県内のゴルフ場へ訪日外国人を誘客し、一連の手配業務やゴルフ場でのマナー指導等に加え、県内の魅力ある観光コンテンツを案内できる人材を指す。
- (2) ゴルフ関係や観光の業務経験等を有し、訪日ゴルファーに対応可能な基本的ポテンシャルを備えた人材に対し、高付加価値旅行者に求められるガイド像やニーズを把握できるよう、ガイドの知識を修得できる機会を設ける。
- (3) 修得した知識を実務に活かす機会として、ゴルフツーリズムコーディネーターとしての実践機会を提供するとともに、継続的な活動につなげるため、県内のゴルフ場関係者や海外のゴルフ専門エージェント、ゴルフツーリズムコーディネーター等とのネットワーキングの機会を創出する。
- (4) 研修修了者に対しては、ゴルフツーリズムコーディネーターとしての修了認定を行う。

5 受託者に求める条件

当該業務を受託する者は、各国の訪日ゴルファーや海外のゴルフエージェント、県内ゴルフ場との信頼関係及びネットワークを有しており、ゴルフツーリズムコーディネーターが継続的に活躍できる機会を提供する体制を確保するものとする。

6 研修カリキュラム例

	項目	区分
第1回	ゴルフに関する知識講習	座学
第2回	ガイドに関する知識講習	座学
第3回	旅行手配に関する講習	座学
第4回	ゴルフ場での実地研修	実地
第5回	添乗員研修	実地
第6回	交流会	対面

7 本業務の目標 (KPI)

- (1) 修了認定数 10人程度
- (2) 受講者満足度 70%以上

8 業務内容

(1) コーディネーター研修

訪日外国人の県内のゴルフ場利用に加え、兵庫県ならではの観光体験による満足度向上のため、ゴルフ場でのマナー指導や兵庫五国の特色ある観光コンテンツの案内に対応できるコーディネーター育成を目的とした研修を実施する。

研修の構成は、「知識の提供を行う講座（以下「座学研修」という。）＋「ゴルフ場での実地研修（以下「実地研修」という。）」を基本とするが、研修の効果を高めるためにより良い構成が考えられる場合には、積極的に提案すること。

① 募集

- ア 本事業における参加者の募集については、受託者が実施するものとし、募集の実施にあたっては、ウェブサイトへの掲載、SNSの活用、チラシ配布等により広く募集するものとする。ただし、周知内容については、事前に観光本部の承諾を得るものとする。
- イ 募集対象については、プロゴルファー、レッスンプロ、通訳案内士、ガイド、ゴルフ場・宿泊施設等観光業関係者などのいずれかに該当し旅行サービス手配業の資格を取得している方（今後取得する方を含む）で、一定の条件を満たす方とすること。また、全カリキュラムに参加できることを条件とすること。
- ウ 募集に当たっては、経歴、保有資格等に加え、職業上のつながり等により今後活動が想定されるゴルフ場又はエリアがあれば申込時に把握できる項目を設けること。
- エ 定員を超える申込みがあった場合の取扱い（先着順、抽選その他の選考方法）については、周知開始前に観光本部と協議の上、決定すること。受託者は、決定した方法に基づき、公平かつ適正に参加者を決定すること。
- オ 受託者は、申込受付、参加決定通知、問合せ対応等、募集に付随する一連の業務を適切に行うこと。
- カ 上記の内容をふまえて、10名程度を募集する方法を提案すること。

② 開催準備

- ア 研修の開催に必要となる会場の手配のほか、研修資料の作成、対面講座やオンラインなどの開催手法の検討は、事業費の範囲内において、受託者が行うものとする。
- イ 実地研修を行う前の座学研修については、講座内容を提案するほか、講師については、講座内容のテーマに精通している講師を選定すること。

③ 座学研修

- ア ゴルフの基本ルールをはじめ、マナー、歴史、用語等に関する知識に加え、FIT対応、語学対応、送迎に関する知識など、ゴルフツーリズムコーディネーター業務に必要な知識を総合的に習得できる内容とすること。
- イ 上記アに加えて、訪日ゴルファーにとって付加価値となる県内の魅力ある観光コンテンツを案内できる能力の習得につながる内容とすること。
- ウ 座学研修は、上記記載内容を参考に、ゴルフツーリズムコーディネーター育成に資するテーマを設定し、3回以上実施すること。

エ 講座の理解度を確認するため、各回の座学研修終了後にはアンケートを実施すること。

④ 実地研修

ア 実地研修では、ゴルフツーリズムコーディネーター養成研修としての実践性と学習効果が期待できる内容とし、ゴルフ場でのアテンド業務体験を含め、実際のツアーへの同行を想定した内容を2回以上実施すること。

イ 実地研修では、複数人の外国人（以下、「モニター」という。）を訪日ゴルファーに見立てた研修を実施すること。

ウ モニターの人数は、受講者の1/3程度であること。また、研修ルートごとにガイドングの専門家1名以上を講師として配置していること。

なお、講師については、受託者に適任者が在籍をしている場合、社内の専門家からの選出も可とする。

エ 実地研修において講師から受講者にフィードバックの機会を設けること。また、フィードバック内容やその改善状況等については、適宜、観光本部に対し報告すること。

オ 各回の実地研修終了後、受講者に対してアンケートを実施すること。

カ 実地研修の行程上必要となる移動手段やコンテンツ等について手配するとともに、実地研修催行に必要な費用について本事業費に含めること。（想定例：実地研修内の移動に際しての有料道路料金や施設での駐車料金、コンテンツの体験費用や施設入場料、実地研修参加中の万一の事態へ対応する保険等、実地研修の円滑な実施に必要な経費その他実地研修催行に伴う経費）

なお、受講者の自宅等から目的地までの交通費は受講者の負担とする。

⑤ 交流会

ア 座学研修及び実地研修を実施後、県内のゴルフ場関係者や海外のゴルフ専門エージェント、ゴルフツーリズムコーディネーター等とネットワークを構築できるよう、対面で相互交流の場を設けること。

イ アンケートを実施し、本研修で得た知見の活用予定や、業務として具体的に開始する時期についても併せて聴取すること。

(2) コーディネーター修了認定

ア 研修内容のすべてを修了した受講者をゴルフツーリズムコーディネーターとして認定し、修了証を発行すること。

イ 認定者のリストを作成し、観光本部に提出すること。当該認定者リストは必要に応じて観光本部のホームページに掲載する。

なお、認定者がコーディネート業務を開始した際には、活動内容等に関する情報を観光本部に共有すること。

9 実績報告書の提出

受託者は、本委託業務の終了後5日以内に、実施業務内容の詳細やアンケート結果等を取りまとめた「実績報告書」を作成し、提出すること。

10 業務実施上の留意点

(1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について観光本部と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時まで観光本部に提出すること。

(2) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときに

- は、遅滞なくその旨を観光本部に連絡し、その指示に従うこと。
- (3) この業務で得られた著作物等の成果等については、観光本部に帰属するものであること。
- (4) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、観光本部と協議し、その指示に従うこと。

11 その他

(1) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例及び兵庫県情報セキュリティ対策指針を遵守しなければならない。

(3) 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を観光本部に提出し、観光本部の書面による承認を得た場合は、承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は観光本部に対しすべての責任を負うものとする。

12 問合せ先

公益社団法人ひょうご観光本部 経営企画課 担当：蓑島
(〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁1号館7階)
TEL : 078-361 - 7661 MAIL : minoshima@hyogo-tourism.jp